**資料２**

## 議題２　ひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者福祉医療費の助成について（岡崎市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）各市におけるひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者福祉医療費助成の考え方と、今後見直しの検討予定等 |
|---|---|
| 名古屋市 | 本市においては県制度対象外となったことに伴い平成15年8月に廃止している。 |
| 豊橋市 | 豊橋市の要件については、以下のすべてを満たす人です。<br>1. 単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない<br>2. 所得がない（年金のみの場合年額８０万円以下）<br>※障害年金・遺族年金などの非課税所得は含まず<br>3. 税の扶養になっていない<br>今見直す予定はないが,制度創設から３０年以上が経過するなかでひとり暮らしが増えるなどし、ひとり暮らしが特に身体的・環境的に恵まれていない人とは言い難い状況となっているため、見直しを検討する必要性はあると認識している。 |
| 岡崎市 | 議題提出市 |
| 一宮市 | 生活様式や生活環境の多様化により、自らひとり暮らしを選択する高齢者も増えているため、令和２年４月よりひとり暮らしを受給要件とした新規申請は対象外とした。 |
| 瀬戸市 | ひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者医療費の助成は実施しておらず、今後も実施する予定はありません。 |
| 半田市 | 住民税非課税でかつ、ひとり暮らしの高齢者は、他の高齢者と比べ特別に助成が必要であるとして助成対象としております。今後の見直しについては、現在、見直しの計画はありません。 |
| 春日井市 | 一人暮らしの資格要件の確認方法は、改善を重ねてきたが、自己申告に頼る部分が残るため、他の福祉医療に比べ正確に受給資格を審査することが難しいことが課題である。また世帯構成の変化に伴い、今後ひとり暮らしの方が増えることも想定され、福祉医療費助成を持続可能な制度とするためにも、真に必要な方のみに助成できるような制度となるよう見直しが必要と考える。 |
| 豊川市 | 本市においては、県が対象外としてから、市の制度として、ひとり暮らし高齢者に対し医療費の半額を助成しています。制度開始から受給者数は減少しているものの低収入で親族からの援助が受けられない方が一定数存在するため、現在のところ見直しの予定はありませんが、各市の状況を踏まえ、見直しを検討していきたいと考えております。 |
| 津島市 | 愛知県の「ひとり暮らし高齢者」に対する助成と同様に、助成の対象としていない。現在のところ、今後の制度見直しは考えていない。 |
| 碧南市 | 現在の考え方としては、経済的負担の心配がなく安心して必要な医療を受けられるよう助成をしています。今後見直しの検討はありません。 |
| 刈谷市 | 愛知県の福祉医療事業における補助金対象外であることも含め、従来より廃止の方向で検討する必要性は感じているものの、現在のところ、見直しの予定はない。 |
| 豊田市 | 現時点では、見直しの具体的な検討はしていない。<br>本来は親族が近隣におらず高齢者自身のみで生活している者を助成対象として想定していたが、施設入所者のような身の回りの世話をしてもらっている者などからの申請が増えてきているなど、ひとり暮らし高齢者への施策として医療費助成をどのようにしていくかの検討の余地がある。<br>県からのひとり暮らし高齢者の医療費に対する補助金が平成２０年に廃止されており、ひとり暮らし高齢者を取り巻く状況も変化していることなどからも、その必要性や基準については再検証する必要があると考えている。 |
| 安城市 | 現在のところ具体的な見直し検討は行っていませんが、後期高齢者医療制度が開始した時と比べ、高齢者の独居率はすさまじい勢いで進行しており、後期高齢者福祉医療の受給者も年々増加している状況です。他の福祉医療制度と比べて、ひとり暮らし高齢者への助成は根拠が乏しく、自己負担2割化がなされれば、扶助費が跳ね上がるため、継続の必要性を真剣に検討すべきと認識しています。 |
| 西尾市 | 西尾市のひとり暮らし高齢者の医療費助成非課税で親族からの経済的支援を得ていない、経済的に医療費の負担が比較的重いと考えられる方が対象となっており、現在のところ見直しは考えていません。 |
| 蒲郡市 | ひとり暮らし高齢者の方については、平成20年4月の県制度の廃止に際して引き続き保護する必要があるとの考えから、市単独事業として福祉医療の対象を継続することし、現在に至っております。<br>当市は県下でも高齢化率が高く、人口減少の中においても被保険者は年々増加し、後期高齢者福祉医療費は増加傾向にあります。今後、後期高齢者医療制度の窓口負担が見直された際には、助成額の急激な増加が懸念されることから、状況に応じ適正な助成のありかたを検討していく必要があると考えます。 |
| 犬山市 | 住民票上及び実態上、ひとりで生活をしていること、市区町村民税が非課税であること、同一敷地内の別棟や隣接する土地に親族が住んでいないこと、他者から経済的な援助を受けていないこと、税法上の扶養親族になっていないこと、これらすべての条件に該当する人が対象。なお、今後については、廃止を含めて該当条件の厳格化を検討。 |
| 常滑市 | 常滑市でも、ひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者福祉医療費助成は、時代にそぐわなくなっているという考えをしており、また、不正受給が疑われる案件もあったため、平成29年4月1日付けで運用の見直しを行い、認定基準を厳しく（親族の居住地の認定範囲の厳格化と戸籍謄本など親族に関する証明書の添付を求めるなど）しました。 |
| 江南市 | 県の補助対象が廃止された際に、1年の経過措置（全額→2分の1助成）の後、廃止にいたりました。再度助成をする予定はありません。 |
| 小牧市 | 貴市と同様に市の制度として他の高齢者と比べて特別に保護する必要があるという考え方から助成対象としています。対象者の要件としては非課税であり、市内に親族（親・兄弟・子ども）がいない方とし、申立書に記入いただくことで確認していますが、施設利用者と単身で生活している「ひとり暮らし」では生活状況が大きく違うと考えます。R2年6月末時点の一人暮らしを要件とする方のうち約３割が施設を住所地とした方で、少しづつ増えており、医療費助成額の上昇が懸念材料であるものの、見直しは難しい状況です。今後も助成を必要としている方へ福祉医療制度を継続する必要があると考えていますが、本市においても検討事案であるため、皆様の意見を参考とさせていただきたいです。 |
| 稲沢市 | 本市におきましては、平成20年4月以降、県制度で対象外となった後も引き続き、市の独自制度として医療費の助成を行っております。<br>令和2年7月10日現在、助成対象者は前年度から24人増の404人となっており、微増となっております。<br>現在、県制度の廃止から10年が経過し、窓口負担割合の引き上げも議論される中、本市におきましても、他市の状況を注視しているところであります。 |

**資料２**

## 議題２　ひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者福祉医療費の助成について（岡崎市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）各市におけるひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者福祉医療費助成の考え方と、今後見直しの検討予定等 |
|---|---|
| 新　城　市 | 福祉給付金を支給することにより、一人暮らし高齢者の生活の安定を図ることを目的に、①一人暮らしで市民税非課税の者【全疾病】、②７５歳以上で精神疾患の通院者【精神疾患のみ】、③７５歳以上で精神障害者保険福祉手帳（3級）所持者【精神疾患のみ】①③は、自己負担額の1/2、②は、自己負担額を助成。<br>現在のところ検討予定はありませんが、必要性は感じており、今後、県下各市の状況を踏まえつつ見直しを検討していきたいと考えております。 |
| 東　海　市 | ひとり暮らし高齢者の医療費助成については、東海市後期高齢者福祉医療費給付要綱で定めており、認定の基準は市町村民税非課税であり、住民基本台帳の世帯を単独で構成しているか、施設等に入所していないか、同一敷地若しくは隣地等に親族がいないか、税法上の被扶養者になっていない（被扶養者であっても、扶養義務者からの経済的援助が一定の基準を超えていない）場合としております。<br>東海市も同様に平成20年から市の制度として医療費の助成を行っていますが、現在のところ、見直しの予定はありません。 |
| 大　府　市 | 平成27年4月1日よりひとり暮らし高齢者の認定に関する運用基準により本人のみの世帯で配偶者、三親等内の血族・姻族のいない者と明確にし、現在受給者は0である。今後の見直しの検討予定はなし。 |
| 知　多　市 | 市民税非課税で、税法上の扶養者に該当せず、市内に２親等以内の親族が居住していない者を対象としており、社会的弱者の生活を支援、救済する目的で助成している。現在、見直す検討予定はない。 |
| 知　立　市 | 知立市においても、平成20年4月以降も引き続き市単独事業として助成を行っています。平成27年度以降は、施設入所者を助成対象外とする等の制度改正を行いましたが、後期高齢者医療制度の窓口負担について、1割から2割への引き上げが検討されていること等から、さらなる見直しの必要性を感じています。しかしながら具体的な予定は、現在未定です。 |
| 尾張旭市 | 県の補助対象廃止後も、継続的に市単独事業として医療費助成を行っていましたが、ねたきりや認知症のかたへの助成を充実させるため、平成29年3月末を以って、ひとり暮らし高齢者制度を廃止（平成30年7月末までの経過措置あり）。平成29年4月からは、要介護４・５だけでなく、要介護３に該当するねたきり又は認知症高齢者の一定の要件に該当する方にも助成を拡大。 |
| 高　浜　市 | 貴市と同様の考え方から見直しを検討しており、令和２年度をもって、新規認定の受付を終了する予定。また、施設入所のひとり暮らし高齢者の方については、施設職員に身の回りの面倒を見てもらえる状況にあり、ひとり暮らしと言える状況ではないため、すでに受給されている方も含めて、助成廃止に向けた検討をしたいと考えている。いずれは、すべてのひとり暮らし高齢者に向けた助成廃止の検討ができればと考えている。 |
| 岩　倉　市 | 課題であると認識しておりますが、現時点において、見直しの予定はありません。 |
| 豊　明　市 | ひとり暮らしで市町村民税非課税の高齢者に対して医療費助成を実施している。今のところ見直しの予定はない。 |
| 日　進　市 | 現時点での見直しの予定はありません。認定に関する課題としては、認定要件について敷地内に親族はいるが疎遠である、市に住民票を置いたまま市外に居住しているなど、居住実態の把握に苦慮しています。ひとり暮らしであることの証明を該当地域の民生委員にお願いをしていますが、確実に居住実態を担保できるわけではありません。<br>現在の受給者数は27人であり、単身世帯の増加に伴い今後さらに受給者の増加が見込まれ、医療費助成額（現在2,000千円程度）も増額となることが考えられるため、認定要件や調査権について考えていく必要があります。 |
| 田　原　市 | 本市においても、岡崎市さんと同様に県の対象外となった以降も市施策として、条件付きでひとり暮らし高齢者に対する後期高齢者福祉医療費助成を実施しています。制度開始当時と比較し、受給者は減少傾向にありますが、低収入で親族等からの援助を受けられない方が一定数存在するため、制度の継続は必要と考えます。 |
| 愛　西　市 | 愛西市でも同様に、ひとり暮らし高齢者の方に対して医療費の助成をしており、見直しの検討の必要性を感じていますが、今後の具体的な見直しの検討予定はまだありません。 |
| 清　須　市 | ■考え方（対象者）：<br>以下の要件をすべて満たすこと。<br>①市民税が非課税であること<br>②清須市内に親族がいないこと<br>③事実上ひとりで生活していること<br>④親族から経済的な援助を受けていないこと<br>⑤税法上の被扶養者となっていないこと<br>■今後見直しの検討予定等<br>高齢化により生活スタイルが変化し、制度自体に古さや、わかりにくさ、不公平感等がある。本市においても、他の医療費助成制度の状況や他市の状況を踏まえて精査する必要があると考える。 |
| 北名古屋市 | 平成２０年度より現在まで一人ぐらし高齢者（施設入所者を含む）に対して医療保険における自己負担分を公費で負担してきたが、今後は、施設入所者については、一人暮らしにそぐわないことから見直しを検討中。 |
| 弥　富　市 | 当市の一人暮らし高齢者の要件は①市民税非課税であること。②事実上１人で生活していること。（住民票上１人暮らしであっても実質の生活が１人でない者は非該当としています。）③別の住所に居住する配偶者がいないこと。（夫が施設に入所し、妻のみが自分名義の自宅にいる場合）④現に居住している土地家屋の名義が本人である、もしくは本人名義で賃貸契約をされていること。⑤光熱費、携帯、NHK等が本人名義。⑥税法上の被扶養者となっていないこと。⑦親族から経済的な援助を受けていないこと。としております。受給者は６月末で２４名です。かなり厳しい条件としておりますので現状変更の予定はありません。 |
| みよし市 | 現在のところ制度の変更予定はありませんが、将来的には検討する必要があると考えています。 |
| あ　ま　市 | 愛知県の福祉医療制度の助成対象外であることから、当該福祉医療費助成は実施しておらず、現在のところ、今後の制度見直しは考えておりません。 |
| 長久手市 | ひとり暮らし高齢者の方に対する後期高齢者福祉医療費助成の対象者は県の助成どおりとしている。今後の見直しは検討していない。 |